

稲敷市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	稲敷市教育委員会
任命権者	稲敷市教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
稲敷市教育委員会における障害者雇用に関する課題	稲敷市教育委員会においては、障害者の法定雇用率を達成している。しかしながら、障害を有する職員が、特性や個性に応じた能力を発揮し活躍するためには、更なる体制整備や働きやすい職場づくりに取り組む必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該6月1日時点の法定雇用率以上 (稲敷市)令和6年6月1日時点の実雇用率:5.29% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を実施する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握し進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者の雇用の促進と継続を図るため、教育政策課長を「障害者雇用推進者」として選任し、事務局内の取組を推進する。 ○障害を有する職員や、職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を設定し、相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて市で配置する産業医とも連携を図る。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定者含む)に、茨城労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現在勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○基礎的環境整備として、就労支援機器など環境整備を検討する。 ○新規に採用した障害者については面談により必要な配慮等を把握し、過重な負担にならない範囲で継続的に必要な措置を講じる。
(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や療養休暇など各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等を行う。 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者。)について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や通院への配慮などの取組を行う。
4. その他	
	○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進すると共に、適切な支援配慮に努める。